令和3年第10回教育委員会議事録

令和3年6月7日(月)

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和3年6月7日(月)午後1時15分~午後1時49分

場 所教育委員会室

出席委員教 育 長白石 高士 委 員 對馬 初音

委 員 久保田 福美 委 員 伊井 希志子

委 員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 齊藤 俊朗 教育政策担当部長 大島 晃

庶務課長村野 貴弘 済美教育センター 佐藤 正明

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第41号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関す

る条例施行規則の一部を改正する規則

議案第42号 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関

する規則の一部を改正する規則

(報告事項)

(1) 第6回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について

(協議事項)

(1) 令和4年度使用中学校教科用図書の採択事務処理について

目次

議案																															
	議	案	第	41	号		杉	並	区	幼	稚	遠	教	育	職	員	0)	勤	務	時	間	`	休	日	`	休	暇				
							等	に	関	す	る	条	例	施	行	規	則	0)	_	部	を	改	正	す	る	規	則	•	•	•	4
	議	案	第	42	号		杉	並	区	会	計	年	度	任	用	講	師	0)	勤	務	時	間	`	休	日	`	休				
							暇	等	に	関	す	る	規	則	0)	_	部	を	改	正	す	る	規	則	•	•	•	•	•	•	4
報	告	事	項																												
	(1)	第	6	口	杉	並	区	教	育	振	興	基	本	計	画	審	議	会	0)	実	施	報	告	に	つ				
				い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
協	議	事	項																												
	(1)	令	和	4	年	度	使	用	中	学	校	教	科	用	図	書	0)	採	択	事	務	処	理	に	つ				
				٧,	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年第 10 回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長から事前に折 井委員との指名がございましたので、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案2件、報告事項1件、 協議事項1件を予定しております。

以上でございます。

- **教育長** それでは、本日の議事に入ります。まず、議案の審議を行います ので、事務局から説明をお願いします。
- 庶務課長 それでは、職員の夏季休暇の取得期間の特例に関する規程の整備として関連がありますので、日程第1、議案第 41 号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第 42 号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案を一括して上程いたします。

それでは、私からご説明いたします。

区は、新型コロナウイルス感染症対策により業務多忙となった職員が 夏季休暇を取得しやすい環境整備を図るため、今年度限りの特例として、 夏季休暇の取得期間を2カ月延長することといたしました。

このことに伴いまして、幼稚園教育職員及び会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に係る規則の一部を改正し、夏季休暇の取得期間の特例を定めるものでございます。

初めに、議案第 41 号の改正内容につきまして、ご説明申し上げます。 議案を 1 枚おめくりください。附則第 9 条として、令和 3 年 9 月 30 日ま での間に任用された職員に係る夏季休暇の適用につきまして、本則では 「9 月 30 日」となっている期限を「11 月 30 日」に読み替える規定を加 えるものでございます。

施行期日でございますが、公布の日から施行することとし、6月 10 日の公布を予定しております。

次の議案第 42 号の会計年度任用講師に係る規則につきましても、議案 第 41 号と同様の改正を行うものでございます。

なお、いずれの議案につきましても、条例の規定に基づき、特別区人

事委員会の承認を得ております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

教育長 区費教員はどうなるのですか。

底務課長 区費教員につきましては、東京都と合わせまして期間の延長を しておりまして、こちらにつきましては5月1日から11月30日までと なってございます。

教育長 ということは、11月30日という期限は一緒ということですね。 庶務課長 はい、そのとおりです。

他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。

議案第 41 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 41 号につきましては、原案の とおり可決といたします。

続きまして、議案第 42 号につきましては、原案のとおり可決して異議 ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第 42 号につきましては、 原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。

事務局より説明をお願いします。

底務課長 それでは、報告事項1番「第6回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について」私からご説明いたします。資料をご覧ください。第6回審議会は、5月27日木曜日19時から、区役所中棟5階第3・第4委員会室において、委員13名全員出席の上、開催いたしました。このうちオンライン参加の委員は5名。また、傍聴人数は7名でございました。

今回の審議会では、新教育ビジョン(原案)についてご審議を頂きま

した。資料のうち、別紙1が当日の審議会でお示ししました新教育ビジョンの原案でございます。別紙2は、今回の審議会より前に審議会会長の牧野先生と調整させていただきまして、たたき台として草案を作成したのですが、その草案を審議会委員に事前にお送りし、ご覧いただきまして、草案に対してのご意見と修正内容等をまとめたものとなってございます。

当日の意見概要ですが、別紙3となってございます。原案について様々な意見が出されましたが、主なものとしましては、ビジョン全体を表すフレーズにつきましては、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」の方向となりました。

また、Ⅱの「一人ひとりが教育の当事者となるための視点」のところでは、5つの視点がありますが、このうち4番と5番を入れ替えたほうがよいのでは、というご意見等も出されております。

今後、今回の審議会で出された意見を踏まえて、会長と調整させてい ただきながら、審議会委員と推こうを重ねることとなってございます。

次回の審議会は、6月25日金曜日18時から、区役所中棟5階第3・ 第4委員会室で開催の予定です。こちらが最後の審議会となりますので、 答申を頂く予定となっております。

私からの説明は以上でございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 この3カ月間くらいの間に、現在のこのような形ですっきり と分かりやすく整理されてきたことは、とてもよかったなと思っており ます。事務局のご苦労に対して改めて感謝申し上げたいと思います。

先ほど言われたとおり、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」という非常に大きなテーマですが、その下でまた大枠が今回のビジョンで示され、その下でまた具体的な細かい施策を考えていくということで、基本的には私も賛成です。しかも、これまでのビジョンの思いというか、精神をしっかりと受け継いでいるということもはっきりしているなと改めて思いました。

「共に学び共に支え共に創る」という、まさに杉並がこの間、取り組んできた協働の教育、協働の取組を受け継いで今回のビジョンを提案されているなと思いました。

また、あとしばらくかと思うのですが、最後の取りまとめ、どうぞよ ろしくお願いしたいと思います。

以上です。

庶務課長 ありがとうございます。まさに委員、ご指摘いただきました新たなビジョンのキャッチフレーズにつきましては、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」という、現行のビジョンの考え方を土台とし、また継承しているところでございます。

ほかにございますでしょうか。

對馬委員 何度も申し上げていますけれども、本当に、この委員の皆様は、 区民の声も取り入れて、いつも一生懸命に協議してくださっていること に本当に感謝したいと思います。

すごく形ができてきたなというので、分かりやすくなってきたなと思うと同時に、やっぱり慣れない人にとっては分かりづらい言葉もこの中にもまだあるので、その辺を分かりやすく伝えていくにはどうしたらいいのだろうかということも含めて、またこの先のことになるのかなと思います。

大切にしたい教育のキャッチフレーズというのですかね。案の中の「みんなのしあわせを創る杉並の教育」というのは、教育において、この部分から外れるということは、おそらくないと思いますので、何のために学ぶのだ、何のために学校に行って学ぶのだと言ったときに、幸せにつながる、1人1人の人生が幸せになるということが、とても大きな目標になっていると思います。

大きなものをこういうところに出しておくと、外れる施策になること は絶対にないと思うので、そういった方向性でやっていっていただけれ ばいいのかなと。もう少しまとまっていくことを楽しみにしているとい うと、すごく引いた感じの言い方になってしまうかもしれないですけど、 期待しています。

- **庶務課長** ありがとうございます。委員ご指摘のとおり、少し分かりにくい表現というのがあるというか、区民1人1人という言葉が、かなりたくさん出ているところもご指摘いただいていますので、そういうところも少し修正するような形で話を進めているところでございます。
- **伊井委員** 皆さんおっしゃっているのですけれども、今回ここまでたどり 着いたということが本当にどれだけご苦労があったかなと思います。す

っきりとだんだんブラッシュアップされているのが伝わってくるなと 思っています。

「みんなのしあわせ」というところもそうなのですけれども、またそれを説明している文面とかがありますが、その中も結構検討されているなということを心強く感じています。

この資料そのものが、まず草案というか原案があって、草案からここまで持ってこられたようですが、原案があって、それから資料が別紙で2つ用意されているということも、私どもにもとても分かりやすく、伝わりやすく作っていただいているなということの過程のご苦労に、本当に感謝するところです。

このビジョンそのものがすごく大きなテーマではあるのですけれども、これを捉える大変たくさんの方々がいらっしゃって、子どもたちであったり、先生方であったり、区民の方々であったり、保護者の方々であったり、そして行政の方々とともにこれを共有していくので、どの立場からも捉えられる言葉とか、分かりやすいフレーズであったり、分かりやすい説明、そしていろいろな形で捉えられるような、融通の利くような表現というものが、言葉も含めてすごく採用されているなと思います。

誰が見ても、また子どもたちにとっても、どなたにとっても一緒に教育というものを通じてまちづくりをしていくことの根幹は揺らいでいないと思うので、このまま進めていっていただけるといいのかなと感じました。ありがとうございました。

- **庶務課長** 委員ご指摘のとおり、この教育ビジョンは区民皆さんで、子どもから高齢者まで区民誰もが私事として捉えていただいて、考えていただくというスタンスでご審議を頂いているような状況でございます。
- 折井委員 皆さんがお話しされたことに付け加えることはあまりないのですけれども、感想として本当に様々な視点から細かく見た結果、そぎ落とされてきたエッセンスのようなものが残っているのだなと思います。そしてキーワード1つにしても、細かくあったものが、どちらかというと大きな「みんなのしあわせを創る教育」というところに収まりそうなところが、恐らく大きく捉えたほうが将来の姿を捉えられるのではないかと。うまく説明できないのですけれども、細かくしすぎないほうが今回のビジョンとしてしっくりくるのかなと私も感じました。

ふと思うのが、一般的な言葉だけが並んでいるワードなのですけれど

も、やはり独自性があって、それをそれぞれの人がそれぞれの観点から、これどういうことなのだろうと考えること自体も学びの1つなのかなと思います。子どもたちはみんなって誰だろう、幸せってなんだろう、創るってどういうことなのだろうと1つ1つ考えることも学びの1つだなと思いました。

最後にお伺いしたいのが、次回最後が6月25日ということで、それで確定するということになると思うのですが、その後どのようなステップを踏んでいくのかについて、教えていただけますでしょうか。

底務課長 まず、次回の審議会でご答申を頂きまして、その後、7月 14日に予定されている教育委員会に、新教育ビジョンの案の議案を提出いたします。それが、パブリックコメントの案になりますので、教育委員会で議決いただいた後、8月1日からパブリックコメントを開始する予定でございます。最終的にビジョンを決定いただくのは 10 月頃を予定しているところでございます。

折井委員 ありがとうございます。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。それではないようですので、 報告事項1番について、質疑を終わります。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは引き続きまして、協議事項に移ります。

事務局より説明をお願いいたします。

- 底務課長 それでは協議事項1番、「令和4年度使用中学校教科用図書の 採択事務処理」についてを済美教育センター所長からご説明いたします。
- 済美教育センター所長 私からは協議事項「令和4年度使用中学校教科用 図書の採択事務処理について」ご説明申し上げます。

令和3年度から使用する中学校教科用図書につきましては、昨年度採択を行っていただいたところでございますが、お手元に資料を配布しております、令和3年3月30日付けにて、文部科学省から「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」の通知が発出されました。この通知の趣旨といたしましては、中学校用教科書の採択につきまして、令和3年度は令和2年度と同一の教科書を採択することになっておりますが、自由社の「新しい歴史教科書」につきまして、検定審査不合格の決定通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなったことから、義務教育

諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条第3号により、採択替えを行うことも可能であるということが示されております。 その際の留意事項が付記されておりますので、先ほどの文部科学省の通知の2ページ、1(2)の(ア)から(オ)をご覧ください。

まず、(ア)でございますが、採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった、教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

- (イ)採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。
- (ウ) 新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。
- (エ)上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。
- (オ) 採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第 15 条第1項に規定する4年間から採択替え前の期間を控除した期間であること、と示されております。

つきましては、この通知に基づきまして、令和4年度以降に使用する中学校「社会 歴史的分野」の教科書につきまして、今年度、本区で教科書採択を行うか否かにつきまして、教育委員の皆様にご協議いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

教育長 それでは、事務局から説明がありましたけれども、これから協議 をしてまいりたいと思います。まず、その前に、今、国の通知文等の説 明がありましたけれども、いろいろ複雑で難しかったのではないかなと 思うのですが、何かご質問ありますでしょうか。

- **對馬委員** 確認をさせていただきたいのですけれども、こちらの通知が来たということで、教科書採択について必ずやり直さなければいけないということなのでしょうか。
- **済美教育センター所長** いえ、教科書採択を必ずやり直さなければならないということではございません。本通知には、採択替えを行うか否かは、 採択権者の判断によるべきものであることと記されておりますので、採 択権者である杉並区教育委員会が判断することとなります。
- **折井委員** 教育委員会がそれをどうするか決めていいのだということは 分かったのですけれども、先ほどのご説明ですと歴史のみということで 理解は合っていますよね。
- 済美教育センター所長 そのとおりでございます。
- **折井委員** 例えば、歴史をもう一度検討することになったとして、それに 従って、ほかの教科書も、社会の地理とか公民とかも玉突き式というの でしょうか、一括して替えたい、というのは、それは駄目だということ なのですよね。
- **済美教育センター所長** そのとおりでございます。今回採択替えできるのは歴史のみということで、よろしくお願いいたします。
- 教育長 ほかに質問はいかがですか。よろしいですか。

それでは質問がないようですので、協議に入りたいと存じます。

先ほどご説明ありました国の通知に基づき、これから皆さんのご意見 を伺ってまいりたいと思います。ご意見ある方、挙手を願います。

伊井委員 私の考えを、意見を言わせていただけたらと思いますけれども、私どもは杉並区として昨年度全部の教科書を各種目について、学校それぞれの調査、それから調査委員会の調査ですね。それから教科書のいろいろなところで展示会があったのですけれども、そこをご覧になった方々の区民の方からのアンケート。それから調査委員会に保護者の代表の方がお出になったと思うのですけれども、そういう過程を経て、それぞれの調査委員会からの、調査していただいた方からの区民アンケートとかいろいろ含めてご報告を受けたことを、いろいろな視点で検討して、そして協議して教科書について採択を行ってまいりました。それを考えますと、そのときに詳細に皆さんとお話をしましたので、今回、今使われている教科書について何かどこからか特段のお申し出とかがないようなのであれば、今回この教科書を替えるための作業というのは、どう

なのかということを思っております。

教育長 ほかにはいかがですか。

久保田委員 私も伊井委員の考えに全く同感です。そこでひとつ事務局にお伺いしたいことがあります。昨年度、採択された教科書は全ての教科で、もう4月から使われていると思います。現場の先生方から実際にどんなお声が届いているのか。言わば、実際に使っているところで問題点等があるのかどうか、その辺のことについて教えていただければと思います。

教育長 これについて事務局のほうから説明をお願いいたします。

済美教育センター所長 今年度4月から昨年度採択されました教科書については、中学校で使用は開始されておりますが、今回ご審議いただく歴史の教科書をはじめ、様々な教科書について、特段、学校からこれといった声は届いておりません。

教育長 ありがとうございました。では、ほかにご意見はありますか。

對馬委員 今のご説明ですと、特段、この教科書は困るとか、使いにくいとか、そういった声は現場からは聞いていないということですよね。昨年度の採択のことを思い出してみますと、歴史だけではなくて、ほかの地理とか地図帳とか公民とか、もちろんほかの教科についてもですけれども、かなり時間をかけて意見を出し合って、また先ほど伊井委員がおっしゃったように、いろいろなところから集めてきた情報も含めて検討したという覚えがございますので、特段これについて再検討が必要なのかなという感じがいたしますが、いかがでしょうか。

伊井委員 昨年、大変時間をかけて私どももそれぞれ各社の教科書をしっかりと見て、そして読んで検証してまいりましたので、それに勝るものはないのかなという感じがいたしております。私どもとしては最大限の努力をして検討してまいったなという印象でございます。

教育長 ほかご意見いかがでしょう。

折井委員 社会科については、たしか地理から採択を開始して1つずついったと思うのですけれども、今年の4月から使い始めた帝国書院のほか、各社の出版社を細かく見ていて、例えば、教育出版の歴史の教科書はかなり気に入っていたのですね。その資料や書き方だとかとてもいいと思ったのですが、ただ帝国書院の学習教材としてのすごい質の高さ、その辺りのところで皆さんと一緒に議論をして帝国書院を採択しました。し

かも、相互に関連し合う、3つの教科とそして地図帳と、1つのある意味セットにすることによって、教育がしやすいのではないかということで、そういうこともあって、帝国書院の教科書に決めたという記憶がありますので、ちょっと先ほどお伺いしたことにも関連があるのですが、ほかの教科について玉突き式に替えられないというところがありますので、現行のものをそのまま使い続けるほうが教育上いいのではないかなと思うのですがどうでしょう。

教育長 ほかご意見いかがでしょう。

久保田委員 私も折井委員の考えと全く同じだなと今思っていますが、思い出すと昨年、検討したときには、特に歴史の場合には7社あったと思いますが、それぞれ各社の教科書、委員のほうでもそれぞれかなり読み込んだ上で、実際に単元の構成がどうであるかとか、あるいは生徒たちの興味関心を喚起するものであるかとか、その辺の工夫はどうなのかとか、また「主体的、対話的で深い学び」につながるようなものになっているかどうか、かなり細かいところまで具体的に比較検討し、そして最終的に帝国書院の教科書に絞り込んできたという結果があったと思います。その辺いかがでしょう。

對馬委員 そうですね、今ほかの委員がおっしゃったように、各教科書をきちっと読み込んでよく検討して話し合って、結果的に折井委員がおっしゃったように、同じ社会科という中で、地理、歴史、公民と地図帳というのが、同じ系統のほうが授業がしやすのではないか、それがやっぱり杉並区の中学生が使うのに最適ではないかという判断をして、去年、帝国書院の教科書を選んだという覚えがございますので、再度採択をする必要性がないのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

折井委員 先ほどの意見、久保田委員と對馬委員に付け加えてなのですけれども、先生方からも特段何かこれは使いづらいというご意見はないということも踏まえ、使っている側からの意見として、息子が今年中学の1年生で、まさに新しい教科書を中学に上がって使い始めて、歴史と地理を7対3。歴史が3ぐらいで、地理が7でやっていて、行ったり来たりしているのですよね。それをしていて中間テストの様子とかを見ていますと、本当に歴史の教科書を覚えるに当たって、すごくうまく作っているのだなと。自分の専門の英語よりもよっぽど歴史のほうが好きなの

で、書き方としても適度に分かりやすく、適度にきちんとストーリー性にあまり重きを置きすぎず、うまく学習教材としての質の高さを感じるのですよね。しかも行ったり来たりしている、学校によって多分やり方は違うのだと思うのですが、行ったり来たりしている。そして、そのうち3年生とかになってくると公民が入ってきて、1年生、2年生でやった地理とか歴史とかそれを踏まえていろいろまた学習を発展させていくことを考えると、この段階でまた違う教科書にしましょうというと、逆に不利益になってしまうのではないかなと、使っている子どもの様子を見ながら、そういう感想を持ちました。

教育長 ほかご意見はありますか。

久保田委員 今、對馬委員、そして折井委員からも話ありましたが、やはり現状において学校現場からの問題点の指摘等々を含めて、全くないということが先ほど事務局から報告ありましたので、あえてここで歴史だけを替えて、言わば混乱をもたらすようなことは必要ないと私は考えております。やはり地理、歴史、公民、今の体制で進めていくのが一番よいのではないかと思っております。

教育長 ほかご意見いかがでしょうか。

私としては昨年度の調査、それから研究の経緯を皆様方が先ほどお話いただきましたけれども、それを考えると、あえて今年採択替えする必要はないかなと、考えています。

それでは、事務局から文部科学省の通知に基づく採択替えを行うか否かの判断ということでございましたが、杉並区教育委員会として採択替えを行わないということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

- **教育長** それでは委員協議に付されました、「令和4年度使用中学校教科 用図書の採択事務処理について」において、今年度、中学校「社会 歴 史的分野」の教科書の採択替えは行わないことといたします。
- **庶務課長** それでは、協議事項については以上とさせていただきます。
- **教育長** 以上で、本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。 庶務課長、連絡事項があったらお願いいたします。
- 庶務課長 次回の教育委員会定例会については、6月 23 日水曜日午後 2 時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。